



児童扶養手当受給者へのお知らせ JR特定者用定期乗車券割引制度を ご利用ください

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線273)

児童扶養手当の受給者およびその人と同一世帯の人は、通勤に伴うJR通勤定期券を購入する際に、子ども教育課で発行する特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書を提示することで、3割引で購入できます。

※学生の通学定期購入には使えません。

この制度を利用するときは、事前に証明書の交付を受けてください。

▶ 証明書の交付に必要なもの

- 児童扶養手当の証書(福岡県発行の緑色で四つ折りの証書)
- 証明写真(縦4cm×横3cmで、6か月以内に撮影した正面上半身のもの)
- 印鑑(認印でも可)

※証明写真は、この制度を利用する人の写真が必要です。
※申請後、特定者資格証明書と、特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。発行までに少し時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

▶ 定期券の購入

交付された「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明書」をJRの駅窓口へ提出し、定期券を購入。

▶ 有効期限

証明書にはそれぞれ有効期限があります。継続して利用する場合は、再度交付手続きが必要です。

- 特定者資格証明書 1年
- 特定者用定期乗車券購入証明書 6か月

※金額や定期券についてはJRの駅窓口へ、特定者資格証明書・購入証明書については子ども教育課へお問い合わせください。



コミュニティバスの バス停名が変わりました

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線342)

2月1日(金)から、広告事業(ネーミングライツ事業)協力により、コミュニティバスのバス停名称が次のとおり変わりました。なお、**運行時刻の変更はありません。**

▶ 変わったバス停名

- 新バス停名 恵昭園・若杉の里前
- 旧バス停名 平原池
- 路線名 佐谷～上須恵線

☎…問い合わせ先



臨時職員 (自然食普及センター職員) 募集

☎ 健康福祉課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線168)

次のとおり、自然食普及センターの臨時職員を募集しています。

なちゅらす職員

- ▶ 勤務日 月曜～土曜のうち3日程度
- ▶ 勤務時間 8時30分～17時15分のうち6時間程度
- ▶ 勤務場所 地域活性化センター(オイコス)1階
- ▶ 要件 自動車運転免許を持っている人で、簡単なパソコン業務ができる人
- ▶ 業務内容 自然食商品の販売、配達
- ▶ 採用人数 1人
- ▶ 賃金 時給820円
- ▶ 提出書類 須恵町臨時職員登録申請書兼履歴書
- ▶ 提出先 保健センター1階(健康福祉課)



2019年 福岡県民手帳の訂正

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線347)

2019年 福岡県民手帳の4月「各地の主な催し」の次の箇所に誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。手帳を購入された人は、お手数をおかけして申し訳ございませんが、修正していただきますようお願いいたします。

- 誤 23～24日 守母神社大祭
- 正 21日 守母神社大祭



平成31年度 障がい者 タクシー券を発行します

☎ 健康福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線127)

在宅の障がい者に対して、タクシーの初乗料金分を助成するタクシー券の発行を行います。タクシー券は、4月1日(月)からご利用できます。

▶ 対象者

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳、特定疾患(指定難病)医療受給者証をお持ちの人

▶ 受付時間 8時30分～17時15分

▶ 発行日 4月1日(月)から

▶ 発行場所 須恵町役場 健康福祉課窓口

▶ 必要なもの

上記対象者欄に記載の各手帳または受給者証、印鑑
※代理の人が申請する場合は代理の人の印鑑が必要です。



障害基礎年金をご存知ですか？

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

国民年金に加入している間にかかった病気やけがが原因で障がいが残る、国民年金保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受給できる場合があります。

請求できる条件

▶ 対象者

- 障がいの原因となった病気やけがで、初めて病院にかかった日(初診日)において、次のいずれかに該当している人
- 国民年金(1号・3号)に加入中だった人
- 老齢基礎年金の繰上げ請求をしておらず、当時厚生年金に加入していなかった60歳～64歳の人

▶ 納付要件

障害基礎年金を請求するには、次のどちらかの納付要件を満たしていなければなりません。

- 初診日の属する月の前々月までの1年間、保険料の未納がないこと。
- 初診日の属する月の前々月までの公的年金被保険者期間で、3分の2以上の納付済期間(免除期間を含む)があること。

※20歳前に初診日がある場合は、この納付要件はありません。

注意点

- 障害者手帳の有無や、等級は関係ありません。診断書をもとに、国民年金法で定められた障害等級に該当するかどうかで、受給できるかが決まります。
- 厚生年金もしくは共済年金加入期間中に初診日がある場合は、障害厚生年金、障害共済年金を請求することになります。年金事務所または各共済組合にご相談ください。

まずはご相談を

請求できるのか、どのような書類が必要なのかは、人によって異なります。

まずは、住民課 国民年金係の窓口でご相談ください。

☎…問い合わせ先